

ライフステージに応じた支援(B1～B6)の取組の方向性

施策体系	今後の課題(「中間報告書」より)	前回(第8回)委員会意見	取組の方向性(案)
B-1 発達相談と療育・子育ての支援	<p><発達相談体制の充実></p> <p>子どもの発達の遅れや偏りの発見から適切な療育まで、保護者の不安解消とともにスムーズにつなげることでできる発達相談体制の充実が必要です。</p> <p>子どもの成長や、就学などライフステージの変化によらず、分野を超えて切れ目なく支援をコーディネートできる役割が求められています。</p> <p>保護者と支援機関をスムーズにつなぐツールの一つとしての「i(アイ)-ファイル」についても、期間の経過により内容の検証や見直しが必要な時期となっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「i-ファイル」は今現在作り直されているが、印刷してしまう前に意見を言う場があるといい。 ● 「i-ファイル」の使用は小学校に入ってストップしてしまっている人が非常に多い。これから先ずっと使えるものであるというような事例が集まるといい。 ● 相談に乗ってくれるところはたくさんあるが、生まれつきの障害がある場合は、障害の相談を全部ここにしていいいのかというのが非常に分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害や発達の遅れ、偏り及びそのおそれのある子どもについて、子ども発達センターを中心とする相談体制の充実を図るとともに、早期に適切な療育及び支援サービスへつなげます。 ○ ライフステージの移行期において、家庭や支援機関等と連携して情報の引継ぎなどを行うコーディネート機能の充実を図り、引き続き、子どもに対する一貫した切れ目のない支援を実施します。 ○ 「i-ファイル」について、保護者及び支援機関が活用しやすいものとなるよう内容の検証・見直しを行い、さらなる活用の推進を図ります。
	<p><子ども発達センターを中心とした療育体制の充実></p> <p>「児童発達支援センター」としての子ども発達センターを中心として、地域全体での療育体制を充実させていくことが必要です。</p> <p>センターの相談事業、通園事業、発達支援事業、保育所等訪問支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業、地域支援、関係機関との協議の場など、様々な事業を組み合わせ、地域の障害児支援における中核的な役割を果たす機関として、機能の充実や多様な療育ニーズへの対応を図っていくことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● センターの実情として、今、未就学の訪問しか手を広げられていない。就学後以降の支援も検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における中核的な支援機関である「児童発達支援センター」として、子どもと保護者に寄り添った事業の充実を図るとともに、「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。 ○ 子ども発達センターの機能の充実を図り、多様な療育ニーズへ対応するため、より良い支援を提供できる体制を整備し、運営方法の見直しを図ります。
	<p><多機関連携による保護者支援・家庭支援></p> <p>障害児を育てる親、障害のある親のどちらも安心して子育てができるよう、児童分野と障害分野が連携して家庭を支援していけるよう、分野を超えた相談支援体制の充実が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状では親が走り回って支援機関をつないでいる。コーディネーターが主導で支援機関連携をつくっていくという方針を示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、保健センター、教育部門、児童・福祉部門が連携しながら、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や様々な相談に応じられるよう、子育てや家庭の総合的な相談支援体制の充実を図ります。
	<p><子育てサービスでの受入れの拡充></p> <p>障害児を育てる親、障害のある親のどちらにとっても、就労や自らが望む生活を実現していくために、保育園・幼稚園やその他の子育て支援施策が活用できることは重要です。障害があってもスムーズにサービスが利用できるよう、相談や受入れ体制を充実させていくことが必要です。</p> <p>また、子ども自身にとっても、障害のない児童と共に地域で過ごし、成長することが出来る機会を保障することが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 見えない障害なので、子どもが保育園でも学校でも、保護者同士や、先生とのコミュニケーションがうまくできない。PTAの役員決め、保護者会での交流など。保護者の人とうまくいかなということ、相談できる人に相談している。 ● 障害児の親が利用しやすいように、ファミリー・サポート・センターの協力会員に対して、手話ができる等障害児のサポートが可能であるスキルの登録や障害児対応の研修を実施する等、障害児への対応も可能な(ミスマッチングも起きにくい)協力会員を増やしておくのも有効な取り組みだと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立保育園においては、障害がある子どもについて、それぞれの状況に適した保育を行うことができるよう、引き続き受入れ体制を整備していきます。また、私立保育園及び幼稚園についても、障害児保育を拡充するための補助金を交付するなど、引き続き受入れ体制の支援を図っていきます。 ○ 巡回支援事業等の子ども発達センターの地域支援や相談支援と連携するほか、保育士の人材確保に努め、一人ひとりの子どもがより良い環境で育つことができるよう、引き続き支援します。 ○ 障害があっても必要なサービスをスムーズに利用できるよう、既存のサービスの内容や受入れ体制を見直すなど、検討していく必要があります。

施策体系	今後の課題（「中間報告書」より）	前回（第8回）委員会意見	取組の方向性（案）
B-2 教育における支援	<p><就学支援体制の充実> 保護者が必要な時期に確実に就学相談につながり、子どもにとって適切な選択ができるよう、周知や案内を始めとした体制づくりや相談員のスキルアップをより一層推進するとともに、就学へのスムーズな移行へ向けて「就学支援シート」を活用し、保育園・幼稚園での支援を小学校につなげていくことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通学先について支援学校か通常学校か、本人と保護者が実際に学校を見学し、決められるような仕組みをつくってほしい。実際、迷われているケースについて、保護者の希望があり、教育委員会、支部局委員会として必要があると判断した場合は、体験や支援もしている。全員に体験を1回やってみましょうというのは、実情は難しい。また、人数増加もあり、入りたい学校で体験会をできるかの問題もある。エレベーターのない小学校が多く、車いすの方はネックになっているのでは。 ● 計画的な福祉との連携はあるが、医療との連携も必要。例えば、安全のためだと、当時プールと一緒に入ることができなかった。支援がつけば、安全を確保できて、みんなと一緒にできるという仕組み・体制をつくってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学相談については、児童・生徒又は未就学児がその時点において最も適切な学びの場を選択できるよう、児童・生徒及びその保護者の意見、教育学・医学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から実施していきます。そのために、多様な機関と組織的に連携して、さらなる相談体制の充実に取り組みます。 ○ 「就学支援シート」の活用により就学前の支援を小学校へつなげ、スムーズに移行できるよう、引き続き支援します。
	<p><特別支援教育・インクルーシブ教育システムの推進> 一人ひとりの障害特性や希望に応じて、特別支援教育を充実させていくことが必要です。健常児と共に地域で権利を保障していくため、インクルーシブ教育システムを推進し、障害の有無に関わらない児童・生徒同士の交流の機会や、市内小中学校において、医療的ケアを含めて障害のある児童・生徒の受入れや、児童生徒に対する障害理解を広げていくことが求められています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 副籍交流というのは保護者がかなり立ち回る必要があり、交流できる人というのが本当に一部になってしまう。特に重心の子はあまり聞かず、小学校のバリアフリー化の問題があったり、行っても学校見学して帰ってくるような形の活動にとどまっている。地域指定校などに行く際はということができるといことが具体的に伝わるという。 ● 特別支援教育について、「健常児」→「障害の有無」、「受入れ」など文言の確認をいただきたい。また、「副籍制度に基づく交流活動」が正しい文言。「副籍校」→「地域指定校」。 ● 教育分野での計画と整合した内容にしてほしい。 ● (2) 医療的ケア児への対応、保護者が一緒に付き添えない日は学校に行けないので、まず学校に通うということ自体が課題。 ● (2) 医療的ケア児への対応で「組織的な体制整備」とあるが、どういったことをお考えなのか。 ● 聴覚に障害のある児童が通常級に行った場合の補助具として、例えばタブレットを通じて遠隔手話通訳や音声認識を使えるなど、スムーズに授業が受けやすくなるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、すべての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目ない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します。 ○ 医療的ケアを必要とする児童・生徒が、学校において安全に教育が受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備します。 ○ 小・中学校の施設面におけるバリアフリー化については、校舎等の改築や児童・生徒の状況に応じて、障害のある児童・生徒が学校生活を送る上での安全性を確保するために計画的に進めていきます。 ○ 児童・生徒が学習の目的を達成するためのツールとしてICT機器の活用が進むように、教員の指導力やICT機器の活用能力の向上を図ります。

施策体系	今後の課題（「中間報告書」より）	前回（第8回）委員会意見	取組の方向性（案）
	<p><相談体制における福祉と教育の連携> スクールソーシャルワーカーや教育支援コーディネーターを通じて児童・生徒や保護者の相談に応じるとともに、内容に応じて福祉分野の関係機関とも連携しながら支援していくことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 実際に在籍している子に対しての記載がないのでは。例えば特別支援学校のセンター的機能（けやきの森のコーディネーターが体育の授業時に個別的な対応について、教員の方に指導をしてくださった）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターや教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。 ○ 様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。
<p>B-3 放課後等の活動の支援</p>	<p><放課後等デイサービスの充実> 障害のある児童の活動場所として、様々な障害種別やニーズに対応できる放課後等デイサービス事業所は今後も充実が必要です。事業所の増加の一方で、受入れ可能な事業所が限られる肢体不自由児や重症心身障害児の行き先を確保していくことも課題です。 市が設置する総合福祉センター放課後等デイサービス「ぴっころ」は、総合福祉センターの移転に伴い、送迎の実施を含む移転後の事業実施体制を検討する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後デイでどんなことをしているか、発達センターは把握できていないのではないか。幼児から学齢期へのつなぎ部分での、放課後等デイの内容を把握しておくことも必用ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も事業者からの開設相談や、市独自の開設費補助、運営費補助における補助金の採択、交付条件等を通じて、肢体不自由児、医療的ケアが必要な児童、強度行動障害を含む重度知的障害児など多様なニーズに対応可能な事業所の拡充を図ります。 放課後等デイサービス事業所の設置支援を行い、拡大を図ります。 ○ 放課後等デイサービス事業所が、相談支援事業所や教育機関、その他の放課後活動事業などと連携しながら、より一体的に児童を支援できる体制を整備します。児童発達支援から放課後等デイサービスへ切り替えを円滑に進め、切れ目のない支援をします。 ○ 市が設置する放課後等デイサービス「ぴっころ」について、総合福祉センターの京王多摩川駅周辺への移転にあわせ、送迎サービスの実施を検討します。
	<p><多様な活動機会の確保> 放課後等デイサービスに限らず、学童クラブなどで健常児と共に活動する機会や、スポーツ・運動やレクリエーション活動など、多様な活動を経験できる場や機会の充実が必要ですが、ボランティアを含めその担い手を継続的に確保していくことが課題です。 障害児を主な対象とした活動の場だけでなく、民間の習い事・教室での受入れ機会を広げていくことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケア児の受入れが可能な学童クラブの設置を始め、各学童クラブでも加配職員の配置や送迎事業を実施することなどにより、障害がある児童や配慮が必要な児童が健常児とともに過ごせる機会を提供していきます。また、放課後子ども教室あそびバ・児童館における配慮、支援などにより、障害児と全ての児童との交流を促進します。 ○ 障害者差別解消法の一部改正（令和6年4月1日施行）により、事業者による障害のある人の合理的配慮の提供が義務化されることについて普及啓発を進め、民間の習い事・教室での受け入れ拡大を広げていきます。

施策体系	今後の課題（「中間報告書」より）	前回（第8回）委員会意見	取組の方向性（案）
B-4 働くこと・日中活動の支援	<p><働く機会、相談の充実> 障害者がより一層働ける社会を目指して、就労支援の充実が必要です。障害者雇用や就労を支援するサービスが拡大する一方で、就労支援機関同士の連携や、就労に向かう前の生活面や社会面のスキルの課題からの支援、離職後の再就職支援、就労中や通勤においても介助を要する重度障害者の就労支援など、より幅広い就労へ向けたニーズに対応できる体制の整備が課題です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度以降に関連法が改正する。例えば、雇用促進法は、カウントの下限が週20時間から10時間になり、事業者への周知も重要。 障害者就労支援事業について、支援実績として支援数が描かれているが数値だけでは見えにくい。満足度、支援してそのうち就労できたのは何%だったのかなど、実態のわかるような指標を検討してほしい。 重度障害者等就労支援特別事業はできるだけ早くやってほしい。これが使えないがために働くことを最初から諦めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ちょうふだぞう」「こころの健康支援センター就労支援室ライズ」の2か所の障害者就労支援センターを中心に、障害者雇用の推進や、民間事業者への働きかけを行い、新たな雇用の創出に取り組み、障害者が働く機会の充実を図り、就労支援、定着支援に引き続き取り組みます。 「すまいる分室」を拡大移転する「(仮称)ワークライフカレッジすとつく」の運営により、より多様なニーズへの対応により就労支援の拡充を図ります。 障害の種別や重さに関わらず、より多くの障害者が働けるよう支援体制の充実を図ります。
	<p><障害特性に応じた日中活動場所の整備> 地域で暮らす障害者の増加や今後の特別支援学校卒業生等の受入れを見据え、継続的に整備を進めていくことが必要です。また、それぞれの障害特性や、高齢になった障害者などの多様な活動ニーズに応えられる体制が求められています。 特に手厚い支援体制が必要な重度知的障害者や医療的ケアを含む重症心身障害者については、既存施設での受入れが限界に達しつつあり、新たな施設の整備が課題です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今まで特別支援学校、放課後等デイサービスと利用していると朝8時～夜6時。生活介護のサービス提供時間により日中の預かり時間が短くなるのが、課題として挙がっている。 生活介護は日中活動、仕事を持つとか活動をする場所で、預かる場所ではないという話題もある。日中一時支援等、延長の制度を使っている事業所もあるが、事業所の体力にもよってくるので、継続的に市と相談していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに開設する「(仮称)デイセンターまなびや国領」に加え、「(仮称)調布基地跡地福祉施設」の整備を進め、民間事業所では受入れが困難な重度障害者に対応した支援体制の充実を図ります。 今後の特別支援学校卒業生等の通所先の安定的な確保や、重度知的障害者、高齢障害者、発達障害者、高次脳機能障害者など一人ひとりの多様な障害特性に応じて支援を受けながら働いたり、過ごしたりできる日中活動場所の整備を進めるため、通所施設の設置支援を行います。 障害者の平日夕方以降の居場所の確保について、
	<p><工賃向上への取組> 作業所等経営ネットワークの取組などにより受注機会は拡大していますが、コロナ禍での受注作業の落ち込みもあり、今後も就労継続支援B型事業所などの障害者就労施設等で働く障害者の更なる工賃向上への取組が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工賃は、コロナで下がって以降、なかなか上がらない現状がある中、この取組だけでは少しやはり難しい。市を上げての工賃アッププロジェクトなどができるとよい。 工賃向上とあるが、三鷹市のハーモニーガーデンなどのように作業所の価値を高めるように広告にも力を入れてほしい。客を集めればそれだけ工賃向上もあげやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者優先調達推進法」に基づき市の障害者福祉施設などへの発注機会を確保、拡大するとともに、「作業所等経営ネットワーク支援事業」などにより受注力の強化を支援し、障害者福祉施設等で働く障害者の工賃向上を図ります。 企業との連携等により、販路拡大、受注促進を図ります。
B-5 スポーツ・芸術・余暇活動の支援	<p><多様な余暇活動の場・機会の確保> 就労や施設での日中活動以外での、地域生活をより豊かにしていくものとして、障害特性に応じた様々な余暇活動、学習等を経験し、楽しむことのできる場、機会の充実が必要です。活動を広げていくにあたり、ボランティアを含めその担い手を継続的に確保していくことも課題です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者余暇活動支援事業（ほりて～ぶらん）」の拡充を検討し、就労や通所施設での日中活動以外の場での余暇活動の充実を推進します。また、杉の木成年教室等、様々な社会体験に参加する機会の提供に努めます。

施策体系	今後の課題（「中間報告書」より）	前回（第8回）委員会意見	取組の方向性（案）
	<p><スポーツ・運動機会の充実> 東京 2020 大会のレガシーとして、障害の有無に関わらず、誰もが生涯を通してスポーツ・運動に親しみ、楽しめる機会を創出するなど、スポーツを通じた共生社会の充実を図ることが重要です。そのためには、障害者が参加しやすいイベントや事業の開催、日常的に身体を動かすことができる場の確保などに取り組み、障害者の生活の充実や健康づくりを進めていくことが必要です。</p> <p><文化芸術活動の充実> 障害児・者が絵画、音楽などの文化芸術活動に参加したり、楽しんだりする場、機会の充実が必要です。障害児・者本人の新たな能力の発揮による生活の充実に加え、活動を通じた地域との交流や障害理解の推進も期待されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツと文化芸術活動と合わせて、幼児期からずっと成人してまで継続して行っていただきたい。一方で人数が増えていくなか、例えばあおぞらサッカースクールがこれ以上増やせるのかなどは問題になってくると感じる。 ● eスポーツやゲームなども、スポーツと言われる。精神障害のある方などは、非常に得意だったりする。文言として入れてはどうか。 ● スポーツは年齢、障害の有無を越えて何か一緒に共有する場としてはすごくいい取組。 <ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期の芸術活動に関する記載もお願いしたい。パラアート展に関しては、放課後等デイサービスで参加していただいている事業所もある。 ● 映画のまち調布シネマフェスティバルについて、聴覚障害者が参加しづらい。例えば字幕付き上映の映画、字幕メガネ対応、ろう者が作成した映画の参加などもう少しシネマフェスティバルと障害者の関わりを積極的に深めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市のスポーツ施設や事業において、障害のある方の利用への配慮やバリアフリー化など、障害のある方が使いやすい環境づくりを進め、障害の有無に関わらず多様な活動や施設利用の機会を保障できる体制を整備します。 ○ 福祉分野とスポーツ分野の関係団体により構成した「障害者スポーツの振興における協議体」において、障害者向けのスポーツや運動活動事業、地域の担い手の育成・充実のための事業を行い、障害者スポーツの振興を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の文化施設や事業において、障害のある方の利用への配慮やバリアフリー化など、障害のある方が使いやすい環境づくりを進め、障害の有無に関わらず多様な活動や施設利用の機会を保障できる体制を整備します。 ○ 障害者の文化芸術活動の発展に繋げるため、引き続き「パラアート展」の実施等を通じ、更なる共生社会の充実を目指します。
B-6 高齢期の支援	<p><高齢障害者に対応したサービス基盤の整備> 高齢になっても住み慣れた地域で生活し続けたいという希望に応えるため、高齢障害者の特性やニーズに応じた通所施設などの日中の活動の場、グループホームなどの生活の場などを引き続き整備していくことが必要です。</p> <p><高齢者福祉・介護保険との連携推進> 高齢障害者の支援にあたっては、高齢者福祉や介護保険サービスとの連携が不可欠です。障害者が高齢になっても安心してサービスを受けられるよう、双方の理解や連携を深め、一体として支援を提供していける体制が必要です。 あわせて、家族や介護者の高齢化への対応も含め、家族・世帯単位で支援していけるよう、分野を超えた相談支援体制の充実が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症を予防しなければならない。お年寄り小学生や幼稚園児と遊ばせることもよいのでは。 <ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険優先の原則について。あまりこれまでの生活を大きく変えることのないように移行するにあたって、相談支援のアセスメント力向上や、互いの制度理解を推進し、調整できる体制を整えていくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者が高齢になっても、本人が希望する生活が続けられるように、高齢障害者にも対応できる日中活動場所や居住の場などの整備を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 調布市障害者地域自立支援協議会における「サービスのあり方検討会」において、高齢障害者の支援のあり方や必要な支援体制等について、当事者や関係機関とともに検討していきます。 ○ 障害者本人だけでなく、家族の高齢化に伴う家族単位でのケアマネジメント体制の推進のため、障害者福祉と地域包括支援センターや介護保険事業所との間で、相互の制度理解や連携体制を強化します。